

設計業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、次の委託業務に適用する。

委託名：ようばけ対岸見学路設計（詳細設計）業務委託

委託箇所：秩父郡小鹿野町下小鹿野地内

(業務の目的)

第2条 本業務は、秩父郡小鹿野町下小鹿野地内のようばけ対岸見学路整備を目的とした設計業務である。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 道路設計

ア 道路詳細設計

埼玉県土木工事委託業務実務要覧に基づく道路詳細設計に掲げる業務のうち、次の業務を実施するものとする。

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・道路付帯構造物・小構造物設計
- ・仮設構造物・用排水設計
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

(2) 一般構造物設計

ア 大型ブロック積擁壁詳細設計

埼玉県土木工事委託業務実務要覧に基づく一般構造物詳細設計に掲げる業務のうち、次の業務を実施するものとする。

- ・設計計画
- ・設計条件の確認
- ・設計計算
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

(打合せ協議)

第4条 打合せ協議は、中間打合せ3回、業務着手時、成果品納入時とする。

なお、設計業務に関わる打合せ時には管理技術者が必ず立会うものとする。

- 2 委託者及び受託者は、業務内容の変更を伴わない新たな打合せ事項が発生した際には、必要に応じて打合せを随時実施することができる。

(貸与資料)

第5条 貸与資料は、監督員が必要と認めるものに限り貸与するものとする。

なお、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、成果品は全て小鹿野町の所有とし、小鹿野町の承諾なくして他への公表、貸与等使用してはならない。

- 1 報告書A4 1部 (簡易加除式ファイル (チューブ・パイプファイル))
- 2 図面 一式
- 3 電子媒体 (CD-R) 2部
- 4 打合せ記録簿 一式
- 5 その他監督員が必要と認めたもの 一式

(その他)

第8条 この特記仕様書に定めのない事項、またはこの特記仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

用地測量業務特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、次の委託業務に適用する。

- ・委託名：ようばけ対岸見学路設計（詳細設計）業務委託
- ・業務箇所：秩父郡小鹿野町下小鹿野地内

2 受注者は、業務の達成のために実施する測量作業にかかる測量方法及び精度管理について、別に定めがない限り「埼玉県公共測量作業規定」に準じて行なうものとする。

(業務の目的)

第2条 受注者は、前条に規定する業務箇所について、当該道路の改良計画に基づき、小鹿野町が道路の敷地として新たに必要とする土地の測量、調査を実施するものとする。

2 受注者は、前項に規定する箇所について、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」にある「第6 参考編 用地測量特記仕様書」に準じて業務を実施するものとする。

(個人情報の取り扱いについて)

第3条 受注者は、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務を遂行しなければならない。

(関連資料の貸出し)

第4条 受注者は、業務の遂行に当たり必要となる関連資料について、発注者の指示するところにより適正に使用し、当該資料を一定の期間をもって使用する場合は、目録を作成のうえ借用書を提出するものとする。

(その他)

第5条 受注者は、その他疑義が生じた事項について、発注者と協議するものとする。